



池田市公報

第113号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和6年6月1日発行

目次

条 例	(ページ)
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例	4
○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	4
○ 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市印鑑条例の一部を改正する条例	5
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例	8
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
○ 池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	9
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9
○ 池田市介護保険条例の一部を改正する条例	10
○ 池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
○ 池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部を改正する条例	13
○ 池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
○ 池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
○ 池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	14
○ 池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	14
○ 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例	14
○ 五月山景観保全条例の一部を改正する条例	15
○ 池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例	15
○ 池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例を廃止する条例	16
○ 池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	16
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例	17
規 則	
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	21
○ 池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	22
○ 池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	22
○ 池田市立石橋会館条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則	24

○ 池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規則で定める者を定める規則	25
○ 池田市公印規則の一部を改正する規則	25
○ 池田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	25
○ 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	26
○ 池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	27
○ 池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	27
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	28
○ 池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	30
○ 池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	31
○ 池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	32
○ 池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	37
○ 池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	39
○ 池田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	40
○ 池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則	40
○ 池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	41
○ 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	41
○ 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	41
○ 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	42
○ 池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則	44
○ 池田市立ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則	45
○ 池田市立上方落語資料展示館条例施行規則の一部を改正する規則	45
○ 池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則	45
○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	46
○ 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	46
○ 池田市財務規則の一部を改正する規則	47
○ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	47
○ 知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	48
○ 池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則	48
○ 池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	49
○ 池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	51
○ 池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	51
○ 池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則	52
○ 池田市宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則	52
○ 池田市事務決裁規則の一部を改正する規則	52
○ 池田市公印規則の一部を改正する規則	53
○ 池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	53
○ 池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	53
○ 池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	54
○ 池田市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則	54
訓 令	
○ 池田市文書取扱規程	54
池田病院	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	58
○ 市立池田病院事業処務規程及び市立池田病院経営委員会規程の一部を改正する規程	59

○ 市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程	60
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	60
 <u>上下水道部</u>	
○ 池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	60
○ 池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程	61
○ 池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程	61
○ 池田市水道事業及び公共下水道事業に係る公金収納事務のコンビニエンスストア委託に関する規程の一部を改正する規程	61
○ 池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程	62
 <u>教育委員会</u>	
○ 池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	62
○ 池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則	62
○ 池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規則で定める者を定める規則	63
○ 池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則	63
○ 池田市立児童文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	63
 <u>消防長</u>	
○ 池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令	64

本号には、令和6年1月2日から令和6年4月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、池田病院及び上下水道部の規程、教育委員会の規則並びに消防長の訓令を登載しています。

条 例

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第1号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第8条を削る。

附則第7条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第7条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第2号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（池田市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 池田市監査委員に関する条例（昭和39年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第3号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

(4) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第1」を「法別表」に改め、同条第2項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第4号

池田市印鑑条例の一部を改正する条例

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「書面により印鑑登録証を添えて」を「印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して書面により」に改め、同条第2項中「申請に」を「場合に」に、「添えて申請がなされたときは、当該申請は」を「提示してなされた申請は、」に改め、同条第3項中「自ら本市」を「本市」に、「端末機に」を「端末機において、自ら」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第2条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。」又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る）に、「（個人番号カードの不正な使用を防止するため暗証として登録されたアラビア数字をいう。）」を「の入力」に、「事項を入力する」を「操作をする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、個人番号カードを提示して申請をする印鑑登録者は、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第33条第5項の規定による入力を行わなければならない。

第16条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第14条第1項の規定による申請において、印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第5号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改め、「前項の」及び「並びに通勤手当、期末手当」を削る。

第4条第1号中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第14条第1項中「及び次条において」を「から第16条までにおいて」に改め、「（任命権者を同じくするものに限る。第3項及び第4項並びに第24条において同じ。）」を削り、「の者」を「である者で規則で定めるもの」に改め、「この項」の次に「及び次項」を、「対して、」の次に「それぞれ」を加え、「以下この条及び次条並びに」を「次条及び」に改め、同条第2項中「現在（退職し、又は死亡した）を」（前項後段の）に、「現在」を「。次項及び第4項において同じ。）」に改め、「この条例の適用を受ける」を削り、「として」を「（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である会計年度任用職員を含む。次項及び第4項並びに第26条第3項及び第4項において同じ。）として」に改め、同条第3項中「任期の定めが6か月に」を「基準日における任用に係る任期の定めが6か月に」に、「1会計年度」を「うち、当該基準日の属する会計年度」に、「に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する」を「であるものは、

前2項の規定の適用については、当該基準日において、「の者」を「である者」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 6月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員（当該6月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度（以下この項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上であるものは、第1項及び第2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。

第14条第5項中「に規定する」を「の規定による期末手当の額の算定における」に改める。

第32条を第37条とする。

第31条中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第36条とし、第30条を第35条とし、第29条を第34条とし、第28条を第33条とし、第27条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当の支給総額の限度）

第32条 会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。

(1) 第17条第2項に規定する勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 第28条第2項に規定する勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

第26条を第30条とする。

第25条中「、パートタイム会計年度任用職員」の次に「の期末手当」を加え、「第24条第1項において準用する前条第1項」を「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「の規定中」を「及び第16条第1項中」に改め、「、第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第28条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限る、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第26条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日（同項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第28条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用）

第29条 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並びに第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、同条各号及び第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第24条第1項を次のように改める。

期末手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条において同じ。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限る、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

第24条第3項を削り、同条第2項中「任期の定めが6か月に」を「基準日における任用に係る任期の定めが6か月に」に、「1会計年度」を「うち、当該基準日の属する会計年度」に、「に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する」を「であるものは、前2項の規定の適用については、当該基準日において」に、「のパートタイム会計年度任用職員」を「である者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）

次項及び第4項において同じ。)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額(日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。)に4を乗じて得た額)をいう。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

第24条に次の2項を加える。

4 6月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員(当該6月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。)のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度(以下この項において「前会計年度」という。)の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6か月以上であるものは、第1項及び第2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。

5 第2項の規定による期末手当の額の算定における在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とする。

第22条中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第22条」を「次条」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第22条とする。

第19条第1項中「第21条」を「第23条」に改め、同条第2項中「第22条」を「第24条」に改め、同項第1号中「第21条」を「第23条」に改め、同条第3項ただし書中「第21条」を「第23条」に、「第22条」を「第24条」に改め、同条第4項中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、基準日(6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(基準日(前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額をいう。)に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日(第17条第1項に規定する基準日(同項後段のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)をいう。以下この項及び次項において同じ。)における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第17条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用)

第18条 第15条及び第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並びに第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第17条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第2中「第17条」を「第19条」に改める。

別表第3中「第17条、第22条」を「第19条、第24条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「単に」を削り、「第14条第1項」の次に「又は第26条第1項」を加え、同条第2項中「第14条第1項」を「第17条第1項又は第28条第1項」に改め、「(会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)」を削る。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第21条第3項中「第23条」を「第25条」に、「第22条に」を「第24条に」に、「同法第22条の2第1項第2号」を

「同項第2号」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 3 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第17条」を「第19条」に改める。

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第6号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

- 第1条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第5号中「前条第3項又は第4項の」を「前条第1項又は第2項の規定による」に改める。

(池田市保健福祉総合センター条例の一部改正)

- 第2条 池田市保健福祉総合センター条例(平成20年池田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「市民」を「市長」に改める。

第12条第4項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第14条第2号中「第11号各号」を「第11条各号」に改める。

(池田市立コミュニティセンター条例の一部改正)

- 第3条 池田市立コミュニティセンター条例(昭和52年池田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

(池田市都市公園条例の一部改正)

- 第4条 池田市都市公園条例(昭和39年池田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とする。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正)

- 第5条 池田市都市公園運動施設条例(平成8年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

(池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

- 第6条 池田市立総合スポーツセンター条例(昭和38年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定管理者」を「委員会」に改める。

(池田市立カルチャープラザ条例の一部改正)

- 第7条 池田市立カルチャープラザ条例(昭和59年池田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

(池田市立ギャラリー条例の一部改正)

- 第8条 池田市立ギャラリー条例(昭和60年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第12条中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長」に改める。

(池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正)

- 第9条 池田市立上方落語資料展示館条例(平成19年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第7号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいひ、放送又は有線放送

に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ)に改める。

第52条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第8号

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

池田市立児童発達支援センター条例(昭和46年池田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づき、本市に」を「に規定する」に改める。

第3条の見出しを「(事業)」に改め、同条中「、同条第4項に規定する放課後等デイサービス」を削り、「保育所等訪問支援」の次に「(以下これらを「障害児通所支援」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、支援センターは、法第43条に規定する目的を遂行するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第9号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例(昭和35年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「、一般被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、「合計額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同条後段を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2から第13条の4までを次のように改める。

第13条の2から第13条の4まで 削除

第13条の4の2を削る。

第13条の5中「又は第13条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額。第16条及び第17条の2第1項において同じ。)」を削る。

第13条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「第1号」を「第1号」に改め、同条第1号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「、一般被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、「合計額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同条後段を削る。

第13条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に、「次条第1号」を「次条第1項第1号」に改める。

第13条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第13条の5の6から第13条の5の9までを次のように改める。

第13条の5の6から第13条の5の9まで 削除

第13条の5の10中「又は第13条の5の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額、第16条及び第17条の2第1項において同じ。)」を削る。

第13条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の7中「当該」を「その」に、「合計額」を「合算額の総額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改める。

第13条の8中「次条の」を「次条第1項第1号に定める」に改める。

第16条第1項中「発生し、」の次に「又は」を加え、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の5の6」を削り、「に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により」を「(同条第4項又は第5項において)、」に、「同条第1項各号に定める」を「場合を含む。次項において同じ。」に定める額、第17条の4第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の5第1項各号(同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める」に、「する。)又は」を「する。)若しくは」に、「月割」を「月割」に改め、同条第2項中「第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の5の6」を削り、「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「第17条の4第1項に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号に定める額、第17条の5第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める」に改める。

第17条の2第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第5項中「又は第13条の2」を削る。

第17条の4第1項中「又は第13条の4」を削り、「保険料額」を「保険料率から、当該保険料率」に、「切り捨てた額」を「切り上げた額」を控除して得た額」に改め、同条第3項中「又は第13条の4」及び「又は第13条の5の8」を削り、同条第4項中「第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額」に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

第17条の4第6項中「又は第13条の4」及び「又は第13条の5の8」を削る。

第17条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、「掲げる額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」を加え、同条第2項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」を削り、同条第4項中「又は第13条の2」を削り、「掲げる額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」を加え、同条第5項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第6項中「又は第13条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第10号

池田市介護保険条例の一部を改正する条例

池田市介護保険条例（平成12年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「35,760円」を「34,398円」に改め、同項第2号中「50,064円」を「49,140円」に改め、同項第3号中「53,640円」を「52,164円」に改め、同項第4号中「60,792円」を「66,528円」に改め、同項第5号中「71,520円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「82,248円」を「90,720円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第7号中「85,824円」を「96,768円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第8号中「92,976円」を「98,280円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第9号中「107,280円」を「113,400円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第10号中「121,584円」を「128,520円」に改め、同号イ中「400万円」を「420万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第11号中「125,160円」を「143,640円」に改め、同号イ中「400万円以上500万円」を「420万円以上520万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第12号中「135,888円」を「158,760円」に改め、同号イ中「500万円以上800万円」を「520万円以上620万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第13号中「143,040円」を「173,880円」に改め、同号イ中「800万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第14号中「150,192円」を「181,440円」に改め、同号イ中「1,000万円以上1,500万円」を「720万円以上1,000万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号ロを同号イとし、同項第15号中「160,920円」を「241,920円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 219,240円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,456円」を「21,546円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「32,184円」を「34,020円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「50,064円」を「51,786円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第11号

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第6条第2項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第17条第30号において同じ。))を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。))が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第7条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。))」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第17条中第31号を第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号」を「第5号から第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第16号を第18号とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第17条中第15号を第17号とし、同条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第2項中「当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日(第3号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第5号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)」を「その完結の日」に改め、同項第1号中「第17条第13号」を「第17条第15号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第17条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第38条第1項中「第17条第28号」を「第17条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。(記録等の保存に係る経過措置)
- 2 この条例による改正後の第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の規定により保存期間の起算日が到来する記録等の保存について適用し、同日前にこの条例による改正前の第36条第2項の規定により保存期間の起算日が到来した記録等の保存については、なお従前の例による。

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第12号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例(平成26年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表備考に次の2項を加える。

- 7 6の項及び12の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6の項及び12の項に規定する指定の更新の申請を2件同時に行う場合の手数料の額は、2件合わせて10,000円とする。
- 8 6の項及び11の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6の項に規定する指定の更新の申請と同時に指定介護予防支援事業を廃止し、かつ、11の項に規定する指定の申請を行う場合に係る手数料の額は、2件合わせて10,000円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第13号

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第14号

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「第38条3項」を「第38条第3項」に改める。

第43条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第15号

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年池田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第16号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

別表中63の項を65の項とし、62の項を64の項とし、61の項を63の項とし、60の項の次に次のように加える。

61	令第137条の12第6項の規定による認定の申請	27,000円
62	令第137条の12第7項の規定による認定の申請	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第17号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

（池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正）

第1条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

（池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正）

第2条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成28年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第2条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

五月山景観保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第18号

五月山景観保全条例の一部を改正する条例

五月山景観保全条例（平成8年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「。以下同じ」を削る。

第7条第1項ただし書中「の各号」を削り、「ではない」を「でない」に改め、同項第2号中「第29条第2号」を「第29条第1項第2号」に改め、同項第5号中「宅地造成等規制法（昭和36法律第191号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定により必要な手続」に、「これらの手続」を「その手続」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第19号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成23年池田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部中「（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする）」を「（(2)及び(3)に規定する）」に、「(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」を「(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」

（(3)に規定する者を除く。）」に、

(3) 法第5条第1項第2号に該当する者	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円
	設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円
	設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円
	設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円
	設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円

(3) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けたもの	6,000円
(4) 法第5条第1項第2号に該当する	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合 110,000円

を	者	設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円	に改め、同表の5の部中「(昭和
		設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円	
		設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円	
		設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円	

42年法律第149号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第20号

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例を廃止する条例

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例(平成15年池田市条例第21号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例の規定により徴収した手数料の還付については、なお従前の例による。

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第21号

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成30年池田市条例第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの条例による廃止前の池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は変更許可をしようとするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第8条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第22条まで、第23条(休止に係る部分を除く。)、第24条、第25条第1項及び第3項から第5項まで並びに第26条から第34条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間(施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第25条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第26条第1項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後の期間において当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止の期間の初日(施行日前から継続して休止をしている場合にあつては、施行日)から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間)は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にされた旧条例第25条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第4号及び第5号、第20

条第3項、第30条第1項並びに第31条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第22号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第11条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第11条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の3第1項、前条及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第11条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第35条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてははその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははならないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてははその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははならないものとし、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははならないものとし、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったも

のを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第11条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）
- 第11条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の4及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 附則第13条第2項中「から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項」を「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。
- 附則第13条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。
- 附則第14条中第14項を第15項とし、同条第13項各号列記以外の部分及び第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。
- 附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。
- 附則第17条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又

は令和5年度分)を「令和7年度分又は令和8年度分)に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地)を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地)に、「令和5年度分)を「令和8年度分)に改める。

附則第18条の見出し中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分)を「令和6年度から令和8年度までの各年度分)に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改める。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、同条中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第21条第4項を削る。

附則第22条第1項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分)を「令和6年度から令和8年度までの各年度分)に改める。

附則第24条の見出し中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分)を「令和6年度から令和8年度までの各年度分)に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改める。

附則第25条の見出し中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、同条中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第28条第1項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分)を「令和6年度から令和8年度までの各年度分)に改める。

附則第31条中「又は第4項)を削る。

附則第33条第1項中「令和3年度から令和5年度)を「令和6年度から令和8年度)に改め、同条第2項中「令和6年3月31日)を「令和9年3月31日)に改める。

附則第36条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第37条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第38条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第41条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第42条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第48条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第49条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第49条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第50条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第50条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第51条中「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例(次条において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次条において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第1号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表子ども・健康部の部新型コロナワクチン対策課の項を次のように改める。

子ども未来課

第8条第5項第2号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キを削り、同号ク中「母子自立支援」を「母子・父子自立支援」に改め、同号クを同号オとし、同号ケ中「母子住宅」を「母子・父子住宅」に改め、同号ケを同号カとし、同項第5号ウ中「(新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種を除く。)」を削り、同号中エを削り、オをエとし、カからサまでをオからコマでとし、同号シ中「サ」を「コ」に改め、「保健事業」の次に「(母子保健に関するものを除く。)」を加え、同号シを同号サとし、同項第6号を次のように改める。

(6) 子ども未来課

ア 児童家庭相談及び児童虐待防止に関すること。

イ 家庭支援事業に関すること。

ウ 母子保健に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(池田市公印規則の一部改正)

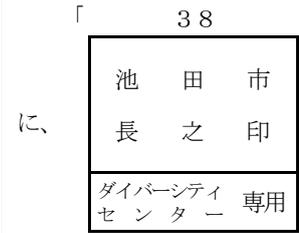
2 池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「、フッ素塗布一部負担金免除証明書」、「、訪問指導及び保健指導他市町村依頼書、訪問指導及び保健指導報告書、親子教室入室通知書、幼児のあそび教室入室通知書」及び「、訪問指導員証、産後ケア事業関係書類、不育症治療

費助成事業関係書類」を削り、

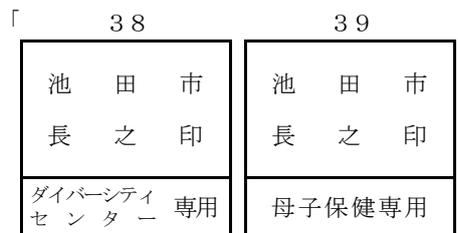
ダイバーシティセンター専用池田市長之印	38	てん書	方2.4糎	人権・文化国際課長	ダイバーシティセンター使用許可書用
---------------------	----	-----	-------	-----------	-------------------

ダイバーシティセンター専用池田市長之印	38	てん書	方2.4糎	人権・文化国際課長	ダイバーシティセンター使用許可書用
母子保健専用池田市長之印	39	てん書	方2.0糎	子ども未来課長	フッ素塗布一部負担金免除証明書、訪問指導員証、産後ケア事業関係書類、不育症治療費助成事業関係書類用



を

に、



を

に改める。

(池田市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正)

3 池田市予防接種健康被害調査委員会規則（平成25年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種による健康被害に係るものにあつては、子ども・健康部新型コロナワクチン対策課）」を削る。

池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第2号

池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

池田市特定非営利活動促進法施行細則（平成22年池田市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による届出等）

第20条 府条例第16条第1項に規定する場合における届出及び提出は、池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年池田市規則第26号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第4条、第6条及び第7条の規定の例により行わなければならない。

2 府条例第16条第1項に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第6項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。）のうちその原本を確認する必要があるものと市長が認める場合とする。

3 前項の場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の届出は、電子情報処理組織を使用して届出又は提出を行った日以後速やかにしなければならない。

4 府条例第16条第1項に規定する場合における通知及び交付は、情報通信技術利用規則第11条の規定の例により行う。

5 府条例第16条第1項に規定する場合における通知及び交付について、情報通信技術活用法第7条第1項ただし書の電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式は、電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 府条例第16条第1項に規定する場合における通知及び交付について、情報通信技術活用法第7条第5項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 通知又は交付を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合
- (2) 通知又は交付に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと市長が認める場合

7 府条例第16条第2項に規定する場合における縦覧及び閲覧に供するに当たっては、情報通信技術利用規則第14条の規定の例により行う。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第3号

池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立市民活動交流センター条例施行規則（令和3年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「2か月前の日の」を削り、「月の」の次に「3か月前の月の」を、「まで」の次に「の間（センターの休館日を除く。）」を加え、同条第3項中「間（」の次に「センターの休館日を除く。」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市立石橋会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第4号

池田市立石橋会館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立石橋会館条例施行規則（平成30年池田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「2月前の日の属する」を「2月前の」に改め、「まで」の次に「の間（石橋会館の休館日を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第5号

共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

共同利用施設条例施行規則（平成16年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「申請は」の次に「、共同利用施設の休館日を除き」を、「日の」の次に「属する月の」を、「2か月前」の次に「の月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあつては、当該月の末日）」を加える。

別表使用許可申請書兼同意書の項中「池田市暴力団の排除に関する条例」の次に「（平成23年池田市条例第20号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第6号

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

池田市環境保全条例施行規則（昭和53年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第19条中「規定による規則」を「規則」に、「面積は、」を「面積は」に改め、「とし、」の次に「同条の規定による協定は」を加え、「協定を」を削る。

第20条第2項を次のように改める。

2 面積が1,000平方メートルを超える土地において条例第20条第1号に規定する開発行為及び建築物の新築、改築若しくは増築又はそのいずれかを行う者並びに面積が1,000平方メートルを超えない土地において同条第2号に掲げる事業又は同条第3号に掲げる事業（共同住宅に係るものに限る。）を実施する者は、その敷地内における緑地の確保に関し、あらかじめ工場、開発行為等緑化計画書（様式第10号）により市長に協議しなければならない。

第20条第3項を削る。

第21条第1項中「規定による」を削り、「保存樹木等の指定基準」を「基準」に、「各号に定めるところによる」を「とおりとする」に改め、同項第1号中「すぐれている」を「優れている」に改め、同号ウ中「株立した」を「株立ちした」に改め、同項第2号中「1000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「すぐれている」を「優れている」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、美観風致を維持するため特に必要があると市長が認める樹木又はその集団であること。

第21条第2項を削る。

第22条中「市長は、」を削り、「により、」を「による」に改め、「をしようとするとき」を削り、「所有者等」の次に「(同項に規定する所有者等をいう。第24条及び第29条において同じ。)」を加え、「指定する」を「行う」に改める。

第23条中「により、」を「による」に改め、「を行おうとする者」を削り、「市長に申請しなければ」を「行わなければ」に改める。

第24条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「所有者等」の次に「の氏名」を加える。

第25条の見出しを「(保存樹木等指定標識)」に改め、同条中「規定による」を削り、「保存樹木等指定標識(様式第14号)」を「様式第14号」に改める。

第26条の見出しを「(保存樹木等の届出)」に改め、同条第1項中「の規定により、新たに所有者等になった者」を「及び第3項の規定による届出」に、「を市長に提出しなければ」を「により行わなければ」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第27条中「により、」を「による」に改め、「をしようとするとき」を削り、「指定を解除する」を「行う」に改める。

第28条中「により、保存樹木等の指定の解除を申請する者」を「による申請」に、「市長に申請しなければ」を「行わなければ」に改める。

第29条の見出し中「助成」を「保存樹木等の助成」に改め、同条第1号中「(条例第62条に規定する所有者等をいう。)」を削り、「よりがたい」を「より難しい」に改め、同号ア中「株立てした」を「株立ちした」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第7号

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則(平成18年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表医師等の業務の部幼稚園型認定こども園等薬剤師の項中「1,200円」を「12,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第8号

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則(昭和33年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第50号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改め、「その有する能力及び適正に応じ、」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第9号

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

池田市地域生活支援事業実施規則(平成25年池田市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第10号

池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則（昭和57年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。
様式第5号及び様式第6号中「個人番号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
附則第4項の規則で定める者を定める規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第11号

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例附則第4項の規則で定める者を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例（令和5年池田市条例第31号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規則で定める者を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 切替日 令和6年4月1日をいう。

(2) 降格 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第11条に規定する降格のうち、地方公務
員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

(改正条例附則第4項の規則で定める者)

第3条 改正条例附則第4項の規則で定める者は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以後に降格をした職員

(2) 切替日以後に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務を
始めた職員

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第12号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「、予防接種及び健診他市町村依頼書、予防接種及び健診報告書」及び「、食生活改善推進員養成講座終
了証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第13号

池田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

池田市印鑑条例施行規則（昭和51年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第14条」を「第14条第1項」に改め、「（同条第3項に規定する申請を除く。）」を削る。

様式第9号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第14号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

任命権者は、1の年度ごとに、次に掲げる非常勤職員（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で当該週以外の期間によって定められた勤務日により算出した1年間の勤務日数（以下「年間の勤務日数」という。）が47日以下のものを除く。）に年次休暇を与えるものとする。

(1) 任期（任期が更新され、又は当該年度内で任期（更新された任期を含む。）の満了後引き続き任用されたことにより非常勤職員としての任用が継続する場合にあっては、その継続する任用の期間。次号及び次項並びに別表第2において同じ。）が2か月（新たに任用された非常勤職員で週の勤務日数が1日（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、年間の勤務日数が72日以下）であるものにあつては、5か月）を超える非常勤職員

(2) 任期が2か月以下、かつ、その任期を合わせて勤続期間（常勤職員等（池田市職員休暇規則（昭和50年池田市規則第35号）又は池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（令和3年池田市教育委員会規則第2号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）又は非常勤職員として継続して勤務する期間をいう。以下同じ。）が6か月を超える非常勤職員

2 年次休暇の日数は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じて当該各号に定める日数とする。ただし、当該年度内に常勤職員等として任用された後引き続き非常勤職員として任用された者にあっては、当該年度に常勤職員等として任用された期間に与えられた年次休暇の日数と合わせて当該各号に定める日数を超えて与えることができない。

(1) 次に掲げる非常勤職員 勤続期間及び週の勤務日数（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、年間の勤務日数。以下この項及び次条第2項第9号において同じ。）に応じて別表第1に定める日数

ア 任期が6か月を超える非常勤職員

イ 前年度に常勤職員等又は非常勤職員として任用された後引き続き非常勤職員として任用された者で、任期が6か月以下、かつ、その任期を合わせて勤続期間が6か月を超えるもの

(2) 任期が2か月を超え6か月以下の非常勤職員（前号イに掲げる非常勤職員を除く。） 任期及び週の勤務日数に応じて別表第2に定める日数

第8条第6項中「第1項の」及び「同項の」を削り、同項を同条第10項とし、同条第5項中「勤務時間の変更その他特別の事由を生じたことにより」を削り、「又は繰越し」を「繰越し等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「第1項の」を削り、「に残日数又は残時間数」の次に「（この項の規定により繰り越されたものを除く。）」を加え、「当該年度からその翌年度に継続して」を「引き続き」に、「当該年度に付与された日数を限度として当該残日数又は残時間数」を「これ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該年度の途中における任用、任期の更新又は週の勤務日数の変更により当該年度の途中に与えられた年次休暇に生じた残日数又は残時間数の繰越しについては、その与えられた日から起算して2年が経過する日までとする。

第8条中第4項を第5項とし、同項の次に次の3項を加える。

6 常勤職員等として任用された後引き続き非常勤職員として任用された者について、池田市職員休暇規則又は池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の規定により与えられた年次休暇に残日数又は残時間数があるときは、引き続き非常勤職員として任用される期間にこれを持ち越すことができる。この場合において、当該持ち越した年次休暇の単位及び繰越しの取扱いについては、前2項の規定の例によるものとする。

7 勤務日1日当たりの勤務時間に変更があった場合における年次休暇の残時間数は、変更後の勤務日1日当たりの勤務時間を変更前の勤務日1日当たりの勤務時間で除して得た数を当該残時間数に乗じて得た数（当該数に1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げた数）の時間に換算するものとする。

8 非常勤職員から年次休暇の請求があった場合は、請求の期限の到来が早いものから先に請求されたものとする。

第8条第3項中「第1項の」を削り、同項ただし書中「次の各号に掲げる同項の非常勤職員について定められた1日の正規の勤務時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める」を「その非常勤職員に係る勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）に相当する」に改め、同項各号を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、既に付与した年次休暇の日数を減らすことができない。

第9条第1項第13号中「、勤務時間の割り振られていない日を除いて連続する3暦日（特に必要があると認められる場合にあつ

ては、1暦日ごとに分割が可能な3暦日)」を「3日」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

勤続期間 週の勤務日数 年間の勤務日数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以後
	週5日又は年間217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日
週4日又は年間169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日又は年間121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日又は年間73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
週1日又は年間48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- この表の適用において、勤続年数の算定は勤続期間の初日の属する年度を1年目とし、当該年度における勤続期間が1年に満たない場合であっても、当該年度の末日の終了をもって1年目は終了したものとす。
- 週の勤務日数が5日未満とされている非常勤職員で、1週間当たりの勤務時間が29時間以上とされているものに対するこの表の適用については、週の勤務日数を5日とみなす。

別表第2 (第8条関係)

任期 週の勤務日数 年間の勤務日数	5か月を超え6か月以下	4か月を超え5か月以下	3か月を超え4か月以下	2か月を超え3か月以下
	週5日又は年間217日以上	5日	4日	3日
週4日又は年間169日～216日	4日	3日	2日	2日
週3日又は年間121日～168日	3日	2日	2日	1日
週2日又は年間73日～120日	2日	1日	1日	1日
週1日又は年間48日～72日	1日	—	—	—

備考 週の勤務日数が5日未満とされている非常勤職員で、1週間当たりの勤務時間が29時間以上とされているものに対するこの表の適用については、週の勤務日数を5日とみなす。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第15号

池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則(令和元年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」を「第35条」に改める。

第19条から第25条までを削り、第26条を第19条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第16号

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条第1項」を「又は同法第66条第1項」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第17号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第8条第1項中「第2項各号」を「次項各号」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第14条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

第14条第1項各号中「フルタイム会計年度任用職員」を「者」に改め、同条第2項中「の期間の」を「の規定による期末手当の算定における在職期間（同項に規定する在職期間をいう。以下同じ。）の」に改め、同項第1号中「第1項第2号」を「前項第2号」に、「フルタイム会計年度任用職員」を「者」に、「については、その全期間」を「（以下「停職期間」という。）」に改め、同項第2号中「フルタイム会計年度任用職員」を「者」に改め、「在職した期間」の次に「（以下「育児休業期間」という。）」を加え、同項第3号中「除く」の次に「。以下「休職期間」という」を加え、同条第3項中「期末手当基準日が6月1日」を「同項に規定する基準日が6月1日」に、「期末手当基準日が12月1日」を「とし、12月1日」に改め、「（これらの日が市の休日に当たる場合は、これらの日前においてそれぞれこれらの日に最も近い市の休日でない日）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの日が市の休日に当たる場合は、これらの日前においてそれぞれこれらの日に最も近い市の休日でない日とする。

第14条第4項中「、前項」を「、同項」に改める。

第23条を第25条とする。

第22条第1項中「第26条の規定により読み替えて適用する」を「第30条において準用する」に改め、同条第2項中「第26条」を「第30条」に、「第22条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第21条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第15条」を「第16条」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を、「第16条第2項」の次に「（条例第18条において準用する場合を含む。）」を加え、「第25条」を「第27条及び第29条」に改め、「第16条第7項」、「第16条第8項前段」及び「同項後段」の次に「（条例第18条において準用する場合を含む。）」を、「読み替える」の次に「ものとする」を加え、同条を第23条とする。

第20条第1項を次のように改める。

条例第26条第1項の任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものは、第14条第1項各号のいずれにも該当しない任期の定めが6か月以上である者とする。

第20条第2項中「第24条第1項に規定する」を「第26条第1項の」に、「もの」を「者」に、「平均時間」を「平均の勤務時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第14条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第2項中「第14条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、同条第3項中「第14条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

第20条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第22条 第15条第2項から第7項まで並びに前条第1項及び第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第28条第2項」と、同条第5項及び第6項中「第17条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、前条第1項及び第2項中「第26条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

第19条中「第21条」を「第23条」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項中「第19条第2項の」を「第21条第2項の」に改め、同項第1号中「第19条第2項第1号」を「第21条第2項第1号」に改め、同項第2号中「第19条第2項第2号」を「第21条第2項第2号」に改め、同条第2項中「第19条第3項」を「第21条第3項」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項中「第17条第4項」を「第19条第4項」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の」を「（条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、「通知は、」の次に「期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（様式第2号）（期末手当の支給に係る同項に規定する一時差止処分（以下「期末手当一時差止処分」という。）のみに係るものにあつては、」を加え、「様式第2号）によって」を「様式第3号）により」に改め、同条第2項中「第16条第7項」の次に「（条例第18条において準用する場合を含む。）」を加え、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「第16条第8項前段」の次に「（条例第18条において準用する場合を含む。）」を加え、

「一時差止処分の実施に関する通知書（様式第4号）」を「期末手当及び勤勉手当一時差止処分の実施に関する通知書（様式第5号）（期末手当一時差止処分のみに係るものにあつては、期末手当一時差止処分の実施に関する通知書（様式第6号））」に改め、「同項後段」の次に「（条例第18条において準用する場合を含む。）」を加え、「一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第5号）」を「期末手当及び勤勉手当一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第7号）（期末手当一時差止処分のみに係るものにあつては、期末手当一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第8号））」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第15条 条例第17条第1項の規則で定める者は、前条第1項各号のいずれにも該当しない者とする。

2 条例第17条第2項の規則で定める割合は、勤務成績による割合に勤務期間による割合を乗じて得た割合とする。

3 前項の勤務成績による割合は、市長が定めるものとする。

4 第2項の勤務期間による割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務期間が6か月の場合 100分の100
- (2) 勤務期間が5か月15日以上6か月未満の場合 100分の95
- (3) 勤務期間が5か月以上5か月15日未満の場合 100分の90
- (4) 勤務期間が4か月15日以上5か月未満の場合 100分の80
- (5) 勤務期間が4か月以上4か月15日未満の場合 100分の70
- (6) 勤務期間が3か月15日以上4か月未満の場合 100分の60
- (7) 勤務期間が3か月以上3か月15日未満の場合 100分の50
- (8) 勤務期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の40
- (9) 勤務期間が2か月以上2か月15日未満の場合 100分の30
- (10) 勤務期間が1か月15日以上2か月未満の場合 100分の20
- (11) 勤務期間が1か月以上1か月15日未満の場合 100分の15
- (12) 勤務期間が15日以上1か月未満の場合 100分の10
- (13) 勤務期間が15日未満の場合 100分の5
- (14) 勤務期間のない場合 零

5 第2項及び前項に規定する勤務期間は、条例第17条第1項に規定する基準日（第8号及び次項において「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間から次に掲げる期間を除いた期間をいう。

- (1) 停職期間
- (2) 育児休業期間
- (3) 休職期間
- (4) 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号。以下「勤務時間規則」という。）第9条第2項第5号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (5) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 条例第13条の規定により給与を減額されていた期間（勤務時間規則第9条第2項第4号の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった日が、週休日及び休日を除いて30日に満たない場合は、その勤務しなかった期間を除く。）
- (7) 傷病により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間、公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年池田市条例第2号）第2条の2に規定する通勤をいう。）による傷病により勤務しなかった期間及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかった期間を除く。）
- (8) 基準日以前6か月の在職期間の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

6 条例第17条第1項に規定する勤勉手当の支給日は、基準日が6月1日であるものにあつては6月30日とし、12月1日であるものにあつては12月10日とする。ただし、これらの日が市の休日に当たる場合は、これらの日前においてそれぞれこれらの日に最も近い市の休日でない日とする。

7 市長が特別の事情があるとして前項の規定により難いと認める場合は、同項の規定にかかわらず、勤勉手当の支給日は、市長が別に定める日とする。

別表第1の3級の項中「安全対策要員」の次に「、児童安全支援員」を、「管理栄養士」の次に「、障がい児相談支援専門員」を加え、「、支援員」を「、生活困窮者就労支援員、生活困窮者自立相談支援員」に改め、同表の4級の項中「、推進員」を「、学校教育推進員」に改める。

別表第2中「第16条」を「第17条」に改め、同表安全対策要員の項の次に次のように加える。

児童安全支援員	3級	19
---------	----	----

別表第2管理栄養士の項の次に次のように加える。

障がい児相談支援専門員	3級	32
-------------	----	----

別表第2支援員の項中「支援員」を「生活困窮者就労支援員」に改め、同項の次に次のように加える。

生活困窮者自立相談支援員	3級	48
--------------	----	----

別表第2推進員の項中「推進員」を「学校園教育推進員」に改める。

様式第1号中「第22条」を「第24条」に、

池田市長様		
氏名	印	

を

(任命権者)	
氏名	

印	職員番号	
---	------	--

に、

運賃等

を

運賃等 (1か月定期代)

に、「1か月定期代」を「1か月定期代」に、

「記入上にあたって」を「記入に当たって」に改め、「主な」を削り、「の欄には」を「欄には」に、「運賃欄」を「運賃等欄」に、「1ヶ月定期」を「1か月定期」に、「運賃で」を「運賃等で」に、「もつとも」を「最も」に改める。

様式第5号中「第15条、第21条」を「第16条、第23条」に、「一時差止処分取消しに関する通知書」を「期末手当一時差止処分取消しに関する通知書」に、「第25条」を「第27条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「第15条、第21条」を「第16条、第23条」に、「一時差止処分の実施に関する通知書」を「期末手当一時差止処分の実施に関する通知書」に、「第25条」を「第27条」に、「罪条」を「罰条」に改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第3号中「第15条、第21条」を「第16条、第23条」に、

処分の対象となる手当：期末手当

を

(処分の対象となる

手当)

に、「罪条」を「罰条」に改め、「差し止められている期末手当」、「係る期末手当」及び「期末手当」の次に

「又は勤勉手当」を加え、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第2号中「第15条、第21条」を「第16条、第23条」に改め、「第25条」を「第27条」に、「翌日の」を「翌日」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号による書類として使用することができる。

池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第18号

池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立コミュニティセンター条例施行規則(平成11年池田市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「申請は」の次に「、コミュニティセンターの休館日を除き」を加え、「1か月前」を「属する月の前月における当該日に相当する日(相当する日がない場合にあっては、当該月の末日)」に改める。

第8条第1項第4号中「市・市教育委員会等」を「市、教育委員会等」に、「を受けている」を「による」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表第2使用許可申請書兼同意書の項中「池田市暴力団の排除に関する条例」の次に「(平成23年池田市条例第20号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第19号

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員（）」の次に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては」を、「有する職員」の次に「を、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第9条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第10条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第11条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第33号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第23条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第16号に規定する」を「第32条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第17号」を「第32条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中第30号を第32号とし、第29号を第31号とし、同条第28号中「同条第1項」を「同項」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第27号を第29号とし、第23号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号」を「第5号から第15号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第18号を第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を使用して利用者 に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を使用して、利用者 に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を使用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(i) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を使用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を使用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者 に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第35条第1項中「第32条第28号」を「第32条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第22条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第20号

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年池田市規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第132条」を「第133条」に、「第133条—第135条」を「第134条—第136条」に、「(第136条)を「(第137条)に、「第137条—第151条」を「第138条—第152条」に、「第152条・第153条」を「第153条・第154条」に、「(第154条)を「(第155条)に、「第155条—第170条」を「第156条—第171条」に、「(第171条)を「(第172条)に、「設備に関する基準(第172条)を「設備に関する基準(第173条)に、「第173条—第200条」を「第174条—第201条」に、「(第201条)を「(第202条)に、「基準(第202条)を「基準(第203条)に、「第203条—第211条」を「第204条—第212条」に、「第212条—第214条」を「第213条—第215条」に、「第215条・第216条」を「第216条・第217条」に、「第217条—第223条」を「第218条—第224条」に、「(第224条)を「(第225条)に改める。

第4条第5項第1号中「第171条第12項」を「第172条第12項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改め、同条第12項中「第212条第14項」を「第213条第14項」に改める。

第5条中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第225条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条中「第17条第9号」を「第17条第11号」に改める。

第22条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第24条第11項」を「第24条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第22条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第46条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業

所」に改める。

第47条中「同一敷地内の」を削る。

第50条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第50条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第60条中「同一敷地内にある」を削る。

第65条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第75条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第65条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第78条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「第26条」と、同項第4号を「第26条」と、同項第5号に改める。

第80条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第86条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第93条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第86条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第96条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第98条第1項中「第133条、第152条」を「第134条、第153条」に、「第171条」を「第172条」に改める。

第99条第1項中「第201条」を「第202条」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「第133条第9項及び第212条第8項」を「第134条第9項及び第213条第8項」に改める。

第100条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第102条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第103条第1項中「及び次条」を削る。

第105条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第102条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第107条第1項中「第212条第8項」を「第213条第8項」に改め、同条第6項の表の中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第8項中「第212条第1項」を「第213条第1項」に改める。

第108条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介

護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第2項中「第213条第1項第1号」を「第214条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第213条第2項」を「第214条第2項」に、「第134条第2項、第135条及び第213条」を「第135条第2項、第136条、第214条第2項及び第215条」に改める。

第117条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を使用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第224条第1項中「第132条、第151条、第170条、第200条、第211条及び第223条」を「第133条、第152条、第171条、第201条、第212条及び第224条」に、「第138条第1項、第157条第1項及び第175条第1項（第211条）を「、第139条第1項、第158条第1項及び第176条第1項（第212条）に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条を第225条とする。

第223条中「及び第130条」を「、第130条及び第131条」に、「第223条」を「第224条」に、「第212条第13項」を「第213条第13項」に、「第212条第7項各号」を「第213条第7項各号」に改め、第10章第3節中同条を第224条とする。

第222条第2項第3号中「第218条第6号に規定する」を「第219条第6号の規定による」に改め、同項第4号中「第219条第2項」を「第220条第2項」に改め、同項第5号中「第220条第10項」を「第221条第10項」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第223条とし、第221条を第222条とする。

第220条第1項中「第212条第13項」を「第213条第13項」に改め、同条を第221条とし、第219条を第220条とする。

第218条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「第220条第1項」を「第221条第1項」に改め、同条を第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を使用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第218条を第219条とし、第217条を第218条とする。

第10章第2節中第216条を第217条とし、第215条を第216条とする。

第10章第1節中第214条を第215条とする。

第213条第1項第1号中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、同条を第214条とする。

第212条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第13項中「第220条」を「第221条」に改め、同条を第213条とする。

第211条中「第173条から第175条まで、第178条、第181条、第183条から第190条」を「第131条、第174条から第176条まで、第179条、第182条、第184条から第191条」に、「第194条から第199条」を「第195条から第200条」に、「第208条」を「第209条」に、「第190条中」を「第191条中」に、「第178条」を「第179条」に、「第211条」を「第212条」に、「第177条第5項」を「第178条第5項」に、「第204条第7項」を「第205条第7項」に、「第200条」を「第201条」に、「第198条第3項」を「第199条第3項」に、「第199条第2項第2号」を「第200条第2項第2号」に、「第175条第2項」を「第176条第2項」に改め、第9章第4節第3款中同条を第212条とし、第210条を第211条とする。

第209条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第209条を第210条とし、第203条から第208条までを1条ずつ繰り下げる。

第9章第4節第2款中第202条を第203条とする。

第9章第4節第1款中第201条を第202条とする。

第200条中「及び第73条第1項」を「、第73条第1項」に改め、「まで」の次に「及び第131条」を加え、第9章第3節

中同条を第201条とする。

第199条第2項第2号中「第175条第2項に規定する」を「第176条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第177条第5項に規定する」を「第178条第5項の規定による」に改め、同項第4号中から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第200条とし、第198条を第199条とし、第197条を第198条とし、第196条を第197条とする。

第195条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第195条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第195条を第196条とし、第191条から第194条までを1条ずつ繰り下げる。

第190条中「第178条に」を「第179条に」に改め、同条第5号中「第177条第5項に規定する」を「第178条第5項の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「第200条」を「第201条」に、「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「第198条第3項に規定する」を「第199条第3項の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条を第191条とする。

第189条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同条を第190条とする。

第188条中「第171条第1項第1号」を「第172条第1項第1号」に改め、「掲げる医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第188条を第189条とし、第177条から第187条までを1条ずつ繰り下げる。

第176条第1項中「第203条第1項」を「第204条第1項」に改め、同条第3項第1号中「第203条第3項第1号」を「第204条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第203条第3項第2号」を「第204条第3項第2号」に改め、同条を第177条とし、第175条を第176条とし、第174条を第175条とし、第173条を第174条とする。

第172条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、第9章第2節中同条を第173条とする。

第171条第4項中「第172条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に、「第202条第1項第3号」を「第203条第1項第3号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削り、同条第16項中「第212条」を「第213条」に改め、第9章第1節中同条を第172条とする。

第170条中「及び第124条」を「第124条及び第131条」に改め、第8章第3節中同条を第171条とする。

第169条第2項第2号中「第157条第2項に規定する」を「第158条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第159条第5項に規定する」を「第160条第5項の規定による」に改め、同項第4号中「第167条第3項に規定する」を「第168条第3項の規定による」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第170条とする。

第168条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第168条を第169条とし、第161条から第167条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第160条第1項中「第152条第1項第4号」を「第153条第1項第4号」に改め、同条を第161条とし、第159条を第160条とし、第156条から第158条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第155条第1項中「第166条」を「第167条」に改め、同条を第156条とし、第8章第2節中第154条を第155条とする。
- 第153条中「同一敷地内にある」を削り、第8章第1節中同条を第154条とする。
- 第152条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第9項中「第212条」を「第213条」とし、同条に次の1項を加える。
- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
- (1) 第171条において準用する第131条に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第152条を第153条とする。
- 第151条中「及び第129条」を「、第129条及び第131条」に改め、第7章第3節中同条を第152条とする。
- 第150条第2項第2号中「第138条第2項に規定する」を「第139条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第140条第6項に規定する」を「第141条第6項の規定による」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第151条とし、第149条を第150条とする。
- 第148条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第148条を第149条とし、第145条から第147条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第144条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、同条を第145条とし、第143条を第144条とし、第142条を第143条とする。

第141条第1項中「第133条第7項」を「第134条第7項」に改め、同条を第142条とする。

第140条第8項第2号中「第151条」を「第152条」に改め、同条を第141条とし、第139条を第140条とし、第138条を第139条とし、第137条を第138条とする。

第136条第2項中「第147条」を「第148条」に改め、第7章第2節中同条を第137条とする。

第7章第1節中第135条を第136条とする。

第134条第1項第1号中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条を第135条とする。

第133条第1項中「第136条」を「第137条」に改め、同条第4項中「第212条」を「第213条」に改め、同条を第134条とする。

第6章第3節中第132条を第133条とする。

第131条第2項第3号及び第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第132条とし、第130条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第131条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を使用して行うものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、この規則による改正後の池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第117条第7号及び第219条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新規則第131条(新規則第152条、第171条、第201条、第212条及び第224条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新規則第196条第1項(新規則第212条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておこう努めなければ」とする。
(池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)
- 5 池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年池田市規則第43号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「第133条、第152条」を「第134条、第153条」に、「第171条」を「第172条」に改める。
第7条第1項中「第201条」を「第202条」に改める。
第43条第8項中「第212条第1項」を「第213条第1項」に改める。
第44条第1項中「第213条第1項」を「第214条第1項」に、同条第2項中「第213条第2項」を「第214条第2項」に改める。
第68条第11項中「第133条第1項」を「第134条第1項」に改める。
第71条第7項中「第136条第1項」を「第137条第1項」に改める。

池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第21号

池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年池田市規則第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」を「第64条」に、「第64条—第67条」を「第65条—第68条」に、「第68条—第70条」を「第69条—第71条」に、「(第71条)」を「(第72条)」に、「第72条—第83条」を「第73条—第84条」に、「第84条

―第87条を「第85条―第88条」に、「(第88条)」を「(第89条)」に改める。

第4条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第1項中「第68条」を「第69条」に改める。

第7条第2項中「指定介護療養型医療施設()、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第43条第6項において同じ。)」を削り、「第68条第9項」を「第69条第9項」に改める。

第8条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第89条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第31条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第43条第6項の表の中欄中「指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。))」を削り、同条第12項中「第65条」を「第66条」に改める。

第44条第1項第1号中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(池田市指定地域密着型サービス基準条例第5条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(池田市指定地域密着型サービス基準条例第5条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(池田市指定地域密着型サービス基準条例第9条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号。以下「大阪府指定居宅サービス等基準条例」という。)第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。))又は指定訪問看護事業者(大阪府指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第2項中「第69条第2項及び第70条」を「第70条第2項及び第71条」に改める。

第48条中「第65条」を「第66条」に改める。

第52条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「」及び「」という。))」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を使用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第88条第1項中「第63条」を「第64条」に、「第83条」を「第84条」に、「第73条第1項」を「第74条第1項」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を削り、同条を第89条とする。

第4章第4節中第87条を第88条とし、第84条から第86条までを1条ずつ繰り下げる。

第83条中「及び第60条」を「、第60条及び第62条」に、「第77条」を「第78条」に改め、第4章第3節中同条を第84条とする。

第82条第2項第2号中「第73条第2項に規定する」を「第74条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第75条第2項に規定する」を「第76条第2項の規定による」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」

に改め、同条を第83条とし、第81条を第82条とする。

第80条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第80条を第81条とし、第77条から第79条までを1条ずつ繰り下げる。

第76条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、同条を第77条とし、第75条を第76条とし、第72条から第74条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章第2節中第71条を第72条とする。

第4章第1節中第70条を第71条とする。

第69条第1項第1号中「当該生活住居」を「当該共同生活住居」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条を第70条とする。

第68条第1項中「第71条」を「第72条」に改め、同条を第69条とする。

第3章第4節中第67条を第68条とし、第64条から第66条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章第3節中第63条を第64条とする。

第62条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第63条とし、第61条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を使用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第31条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この規則による改正後の第52条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、この規則による改正後の第62条（この規則による改正後の第84条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

4 池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第98条第1項中「第68条」を「第69条」に改める。

第134条第11項中「第68条第1項」を「第69条第1項」に改める。

第137条第7項中「第71条第1項」を「第72条第1項」に改める。

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第22号

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成16年池田市規則第39号）の一部を次のように改正する。
第3条第2号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

第3条第4号を次のように改める。

(4) 独立行政法人労働者健康安全機構

第4条中「第3条第1号から第3号まで」を「第3条各号」に改め、同条第9号中「第41条」を「第41条第3項」に改め、同条第11号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第13号中「林道構造」を「林業構造」に改め、同条中第17号から第19号までを削り、第20号を第17号とし、第21号を第18号とし、第22号及び第23号を削り、第24号を第19号とし、第25号を第20号とし、第26号を第21号とし、同条第27号中「発電の用に供する」を「発電用の電気工作物及び同法による発電事業の用に供する蓄電用の」に改め、同条を同条第22号とし、同条中第28号を第23号とし、第29号から第33号までを5号ずつ繰り上げ、同条第34号中「府県立自然公園」を「府立自然公園」に改め、同条を同条第29号とし、同条中第35号を第30号とする。

第5条の見出し中「工事」を「行為」に改める。

第7条第1項中「者に限る」を「ものに限る」に改める。

第8条第1項中「建築物等」を「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」に改める。

第10条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

別表中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第23号

池田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市都市公園条例施行規則（昭和39年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条の見出し中「使用手続等」を「使用の申請」に改め、同条第4項を削る。

第3条の見出し中「使用変更」を「使用の変更申請」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第3条第3項の規定により、同条第1項各号に掲げる行為に係る許可を得た者が当該許可の変更をしようとするときは、市長による許可に係るものにあつては公園使用許可内容変更申請書（市長許可申請用）（様式第7号）を市長に、指定管理者による許可に係るものにあつては公園使用許可内容変更申請書（指定管理者許可申請用）（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

第6条中「法第27条第6項」を「同条第6項」に、「法第27条第5項」を「同条第5項」に改める。

第8条第3号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

第9条第2項中「条例第24条」を「五月山緑地第1駐車場及び猪名川緑地駐車場の使用に係る使用料について条例第13条」に、「使用料の」を「その」に改め、「場合は」の次に「前項に定めるもののほか」を加え、同項第3号を削る。

第10条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 飲食店

様式第7号及び様式第8号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第24号

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

池田市都市公園運動施設条例施行規則（平成8年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「により、」を「により」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書中「前項第4号の」を「同項第

4号に該当して使用料の減額を受けようとする」に改める。

第15条第1項第6号中「使用料の」を「付属設備等の使用料の」に改め、同項第8号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第25号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第3項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第6条第1項第3号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第2号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第28条第1項及び第3項、第29条第1項、第30条第1項並びに第31条第1項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第6号、様式第17号及び様式第18号中「池田市建築主事」を削る。

様式第19号及び様式第20号中「（宛先）池田市長
（宛先）池田市建築主事」を「（宛先）」に改める。

様式第22号から様式第24号の2までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第26号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「の建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第7条第2項及び第3項並びに第9条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

（様式 略）

様式第6号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第27号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条中「の建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第5条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第7条第2項中「55条第2項」を「第55条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第1号中「池田市建築主事 様」を「（宛先）」に改める。

様式第2号から様式第4号までの規定中「池田市建築主事」を削る。

様式第7号中「池田市建築主事 様」を「（宛先）」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「建築主事の氏名」を「建築主事又は
建築副主事の職氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第28号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第5条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」に改める。

第8条第1項第2号中「の向上」を「の一層の向上」に改める。

第10条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」に改め、同条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」に改め、同条第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、同条第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」に改める。

第11条第2項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

第12条第1項中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」に改める。

第13条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」に改める。

第14条第1項第1号中「の向上」を「の一層の向上」に改める。

第19条第1項中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第19条の規定による適合しない旨の通知書」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第19条の規定による適合しない旨の通知書」に改める。

様式第1号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上

等に関する法律施行細則」に改める。

様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の
軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法
律施行規則第11条の
」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定」に、「が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1」に改める。

様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の
軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法
律施行規則第11条の
」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第4号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項
の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項
上計画の通知書」に、「建築主事 様」を「(宛先)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項」に改める。

様式第6号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する
同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する
同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」に、「建築主事 様」を「(宛先)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項」に改める。

様式第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項に
おいて準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項に
おいて準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」に改め、「建築主事」を削る。

様式第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において
準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において
準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、「建築主事」を削る。

様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基
準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を「建築物のエネルギ
ー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において
準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを
決定することができない旨の通知書」に改め、「建築主事」を削る。

様式第10号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第11号中「建築主事 様」を「(宛先)」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第12号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」に、「により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第13号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の
軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の
証明申請書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定」に、「が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第33」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第33」に改める。

様式第14号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第15号から様式第17号までの規定中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第18号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第19号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

様式第20号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

様式第21号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第22号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第23号中「建築主事 様」を「(宛先)」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第24号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第25号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第26号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第27号中「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第29号

池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立カルチャープラザ条例施行規則（平成21年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第8条第1項中「。以下「使用許可申請書兼同意書」という。」を削り、同条第2項中「とする日」の次に「の属する月」を加え、「)の日の属する」を「)の」に改める。

第10条の見出し中「繰上げ延長」を「使用時間を超えた場合の取扱い」に改め、同条第2項中「使用時間」の次に「のうち開始時間」を、「又は」の次に「終了時間」を加え、同条第3項中「使用時間」の次に「のうち開始時間」を、「又は」の次に「終了時間の」を加え、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第11条中「使用したり、」を「使用し、又は」に、「譲渡又は」を「譲渡し、若しくは」に改める。

第12条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項を削る。

第13条第1項第1号中「責に」を「責めに」に、「全額」を「10割」に改め、同項第3号中「第10条」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式 略)

様式第7号を削り、様式第8号を様式第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第30号

池田市立ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立ギャラリー条例施行規則(昭和61年池田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。)条例の」を「。)の」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第12条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第1項中「又はその」を削り、「若しくは」を「、若しくは」に改め、同項第1号中「、又は」を「又は」に改める。

第13条中「そえて」を「添えて」に改める。

第14条中「又は」を「、又は」に改める。

第16条第4号中「第10条」を「第10条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

第17条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表使用取消願の項中「取消し理由」を「取消理由」に改め、同項の次に次のように加える。

使用料還付申請書兼請求書	申請者の住所・氏名、展示会名称、使用許可番号、使用許可年月日、使用期間、納付金額、納付年月日、還付請求額、取消理由、振込口座
--------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立上方落語資料展示館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第31号

池田市立上方落語資料展示館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立上方落語資料展示館条例施行規則(平成19年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「様式第5号」の次に「。次条において「使用許可書」という。」を加える。

第9条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第10条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条第1項中「第14条」を「第14条ただし書」に改め、同項第3号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

様式第7号中「指定管理者 様」を「(宛先)池田市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第32号

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成30年池田市規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第33号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（池田市財務規則の一部改正）

第1条 池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第31条の2の見出し中「による納付」を「の指定に係る告示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「市長は、」の次に「同条第1項に規定する」を加え、「次に掲げる」を「その指定の期間その他必要と認める」に改め、同項各号を削り、同項を同条とする。

第31条の4を削る。

第31条の3の見出し中「又は」の次に「歳入等の」を加え、同条中「徴収又は」の次に「歳入等の」を、「計算書」の次に「（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加え、同条を第31条の4とし、第31条の2の次に次の1条を加える。

（指定公金事務取扱者への委託に係る告示）

第31条の3 法第243条の2第2項に定めるもののほか、市長は、同項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に歳入の徴収又は歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務を委託したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 法第243条の2第1項の規定による指定をした期間
- (2) 指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務を委託した期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（池田市市税条例施行規則の一部改正）

第2条 池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（徴収金の納付又は納入）

第6条 納税者又は特別徴収義務者による徴収金の納付又は納入は、法及び池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）に定めるところによる。

2 納税者又は特別徴収義務者から徴収金を領収した出納員は、市税収納書及び領収証書（第3号様式）を交付しなければならない。

（池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 池田市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和33年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第56条第7項」を「第56条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第34号

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

第1条中「他の規則に」及び「市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等（以下「手続等」という。）を」を削り、「第3条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により

行う場合について」を「の施行に関し」に改める。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第3条中「市長等」を「市の機関」に、「この」を「この」に改める。

第4条第1項中「市長等」を「市の機関」に、「市長に」を「市の機関に」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「市の機関」に改める。

第5条中「市長等」を「市の機関」に改める。

第6条第1項中「その他市長」を「その他市の機関」に改め、同条第2項中「市長等」を「市の機関」に、「市長に」を「市の機関に」に改め、同条第3項中「市長等」を「市の機関」に改め、同条第5項中「市長等は」を「市の機関は」に改め、同項第1号中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第2項第2号ア」に改め、同項第2号中「第2条第2項第3号イ」を「第2条第2項第2号イ」に改め、同項第3号中「第2条第2項第3号ウ」を「第2条第2項第2号ウ」に改め、同項第4号中「市長等」を「市の機関」に改める。

第7条第1項中「第2条第2項第3号ア」を「第2条第2項第2号ア」に改め、同条第2項中「第2条第2項第3号エ」を「第2条第2項第2号エ」に改める。

第9条各号中「市長等」を「市の機関」に改める。

第10条中「第4条1項」を「第4条第1項」に、「市長等」を「市の機関」に改める。

第11条第2項から第4項まで、第12条第2号、第13条から第15条まで及び第17条中「市長等」を「市の機関」に改める。別表池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の項中「第8条第1項、第9条第1項及び第11条第1項に」を「第8条第2項、第9条第2項及び第11条第2項に」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第35号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第31条の4中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第91条に次の1項を加える。

2 電子契約システム（電気通信回路を通じて接続されている電子計算機を利用して契約を締結するためのシステムをいう。）を用いて契約を締結するときは、前項に規定する事項を記載した電子契約書（契約内容を記録した電磁的記録をいう。）を作成し、保管しなければならない。

第20号様式中「第20号様式」を「第20号様式（第20条関係）」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第36号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（身体障害者手帳の交付申請等）

第2条 次に掲げる申請又は届出は、身体障害者手帳交付等申請（届出）書（様式第1号）により行うものとする。

(1) 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請

(2) 政令第9条第2項又は第4項の規定による届出

(3) 政令第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請

第7条を第10条とする。

第5条及び第6条を削る。

第4条中「入所措置解除（変更）通知書（様式第8号）」を「入所等措置解除（変更）通知書（様式第9号）」に改め、同条を第9条とする。

第3条第1項を削り、同条第2項中「措置をとろう」を「法第18条第2項の規定による措置（以下「措置」という。）を採る

う)に、「入所依頼書(様式第4号)を「入所等依頼書(様式第6号)に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「入所委託決定通知書(様式第5号)を」を「入所等委託決定通知書(様式第7号)を当該」に、「入所決定通知書(様式第6号)を」を「入所等措置決定通知書(様式第8号)を当該」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

(身体障害者手帳の様式)

第3条 法第15条第4項の規定により交付する身体障害者手帳は、様式第2号とする。

(身体障害者手帳の不交付の通知)

第4条 法第15条第5項の規定による通知は、身体障害者手帳不交付通知書(様式第3号)により行うものとする。

(診査を受けるべき旨の通知)

第5条 政令第6条第1項の規定による通知は、身体障害者障害程度再診査通知書(様式第4号)により行うものとする。

(身体障害者手帳の返還)

第6条 法第16条第1項又は身体障害者福祉法施行規則第8条第2項の規定により身体障害者手帳を返還しようとする者は、当該返還の際に身体障害者手帳交付等申請(届出)書を市長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による返還の命令は、身体障害者手帳返還命令書(様式第5号)により行うものとする。

(身体障害者更生指導台帳)

第7条 市長は、身体障害者更生指導台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない。

様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第37号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則(昭和62年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「措置をとろう」を「法第16条第1項第2号の規定による措置(以下「措置」という。)を採ろう」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「入所委託決定通知書(様式第3号)を「入所委託決定通知書(様式第2号)に、「入所決定通知書(様式第4号)を「入所措置決定通知書(様式第3号)に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第3条中「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

第4条中「様式第7号」を「様式第5号」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第4号を次のように改める。

(様式 略)

様式第5号及び様式第6号を削り、様式第7号を様式第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第38号

池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則

池田市病児・病後児保育施設条例施行規則(平成28年池田市規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号及び様式第2号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号及び様式第2号による書類として使用することができる。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第39号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則(昭和35年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「規定に基づき、国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)

第2条の前に見出しとして「(協議会)」を付し、同条中「条例第2条に規定する協議会」を「池田市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)」に改め、「委員」の次に「(以下「委員」という。)」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第4条第1項を次のように改める。

協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第4条第2項中「市長に」の次に「その旨を」を加え、同条第3項中「協議会の委員の定数」を「会長は、条例第2条の2に定める定数(以下「委員定数」という。)」に改め、「以上の」の次に「委員から」を加え、「会長は会議」を「会議」に改め、同条に次の2項を加える。

4 会議は、委員定数の2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

第5条を削る。

第6条中「協議会」を「協議会は、協議会」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

第6条 協議会の庶務は、福祉部国保・年金課において処理する。

第7条を削る。

第8条中「前6条に規定する」を「第2条から前条までに定める」に、「について必要事項は」を「に関し必要な事項は、」に改め、同条を第7条とする。

第9条に見出しとして「(被保険者としていない者)」を付し、同条中「に規定する」を「の市長が定める」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「認定したもの」を「認める者」に改め、同条第1号中「福祉年金」を「高齢福祉年金」に、「含む」を「含み、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームから個人的経費として支給されるものを除く」に、「額が、」を「額が」に、「あるもの」を「ある者」に改め、同条第2号中「額が、」を「額が」に、「もの」を「者」に改め、同条を第8条とする。

第10条に見出しとして「(被保険者証の更新)」を付し、同条を第9条とする。

第11条に見出しとして「(出産育児一時金の支給額の加算等)」を付し、同条第1項中「出産育児一時金は、」を「出産育児一時金の額は、被保険者がした出産が」に改め、「ときは、」の次に「同項本文に定める額に」を加え、同条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出産育児一時金の支給申請)

第11条 条例第7条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、世帯主は、出産育児一時金支給申請書(様式第1号)に被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

第12条に見出しとして「(葬祭費の支給申請)」を付す。

第13条に見出しとして「(精神・結核医療給付金の支給申請)」を付し、同条中「支払い」を「支払」に、「精神・結核医療給付金支給申請書」を「国民健康保険精神・結核医療給付金支給申請書」に改める。

第14条に見出しとして「(一部負担金の減免及び徴収猶予の申請等)」を付し、同条第1項中「の減免又は、」を「の減免又はは」に、「一部負担金減免又は、徴収猶予申請書」を「国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書」に、「を事前に、若しくは初診後少なくとも10日以内に」を「により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、一部負担金の減免又は徴収猶予について承認の決定をしたときは国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定通知書(様式第5号)により、不承認の決定をしたときは国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予不承認通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

第15条に見出しとして「(第三者行為による傷病届)」を付し、同条中「世帯主は」を「世帯主は、」に改める。

第16条を削る。

第17条に見出しとして「(保険料に関する申告)」を付し、同条中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第16条

とする。

第18条に見出しとして「(低所得者の保険料の減額の適用除外)」を付し、同条中「同項第3号」を「同条第1項第3号」に改め、同条を第17条とする。

第18条の2に見出しとして「(特例対象被保険者等に係る届出)」を付し、同条第1項中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第19条に見出しとして「(保険料の額の通知)」を付し、同条第1項中「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「国民健康保険料特別徴収仮徴収のおしらせ(様式第13号)」を「国民健康保険料特別徴収仮徴収のおしらせ(様式第12号)」に、「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条第3項中「様式第15号」を「様式第14号」に改め、同条を第20条とする。

第18条の3に見出しとして「(出産被保険者に係る届出)」を付し、同条第1項中「様式第11号の2」を「様式第10号」に改め、同条を第19条とする。

第21条を次のように改める。

(普通徴収に係る保険料の納付)

第21条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、(納付書)納入済通知書(様式第15号)による納付その他の方法による。

第22条に見出しとして「(保険料の督促)」を付し、同条中「様式第18条」を「様式第16号」に改める。

第23条及び第24条を次のように改める。

(保険料の徴収猶予)

第23条 条例第22条第2項の規定による申請は、国民健康保険料徴収猶予申請書(様式第17号)により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、保険料の徴収猶予について承認の決定をしたときは国民健康保険料徴収猶予決定通知書(様式第18号)により、不承認の決定をしたときは国民健康保険料徴収猶予不承認通知書(様式第19号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

(保険料の減免)

第24条 条例第23条第2項の規定による申請は、国民健康保険料減免申請書(様式第20号)により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、保険料の減免について承認の決定をしたときは国民健康保険料納付額通知書により、不承認の決定をしたときは国民健康保険料減免不承認通知書(様式第21号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

第25条に見出しとして「(賦課漏れ等に係る保険料)」を付し、同条中「又は、」を「又は」に、「免がれた」を「免れた」に、「その」を「、その」に、「ただちに」を「一時に」に改める。

第26条に見出しとして「(過誤納に係る徴収金の取扱い)」を付し、同条第1項ただし書中「充当する」の次に「ことができる」を加え、同条第2項中「措置を行った場合は、市長は」を「規定により過誤納に係る徴収金を還付し、又は充当するときは、」に、「様式第25号」を「様式第22号」に改め、同条第3項中「納付義務者は、既納の徴収金のうち過誤納があることを知った場合において、過誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、ただちに」を「前項の規定による過誤納に係る徴収金の還付に係る通知を受けた納付義務者は、」に、「様式第26号」を「様式第23号」に改める。

第27条に見出しとして「(国民健康保険事務職員証)」を付し、同条中「国民健康保険事務職員証(様式第27号)」を「池田市国民健康保険事務職員証(様式第24号)」に改める。

第28条に見出しとして「(国民健康保険料等滞納者財産差押証)」を付し、同条中「国民健康保険料等差押証(様式第28号)」を「池田市国民健康保険料等滞納者財産差押証(様式第25号)」に改める。

第29条第1項中「様式第29号」を「様式第26号」に改め、同条第2項中「様式第30号」を「様式第27号」に、「様式第31号」を「様式第28号」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第4号から様式第8号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第9号及び様式第10号を削る。

様式第11号中「第18条の2」を「第18条」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号の2中「第18条の3」を「第19条」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号(その1)中「第19条」を「第20条」に改め、同様式を様式第11号(その1)とする。

様式第12号(その2)中「第19条」を「第20条」に改め、同様式を様式第11号(その2)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第13号を削る。

様式第14号中「第19条」を「第20条」に改め、「男」を削り、同様式を様式第13号とし、同様式の次に次の1様式を加え

る。

(様式 略)

様式第15号から様式第21号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第22号から様式第24号までを削り、様式第25号を様式第22号とし、様式第26号を様式第23号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

(様式 略)

様式第27号及び様式第28号を削り、様式第29号を様式第26号とし、様式第30号を様式第27号とし、様式第31号を様式第28号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第40号

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市介護保険条例施行規則（平成12年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第10号及び様式第11号中「・指定介護療養型医療施設」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第41号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

池田市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成23年池田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか」を削る。

第3条中「指定居宅サービス事業所指定介護予防サービス事業所指定申請書（様式第1号）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第一号（一）」に、「指定居宅介護支援事業所指定申請書（様式第1号の2）」を「様式告示別紙様式第二号（一）」に改める。

第4条中「指定居宅サービス事業所指定介護予防サービス事業所指定更新申請書（様式第2号）」を「様式告示別紙様式第一号（二）」に、「指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（様式第2号の2）」を「様式告示別紙様式第二号（二）」に改める。

第4条の2中「特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第2号の3）」を「様式告示別紙様式第一号（三）」に改める。

第5条中「指定を不要とする旨の申出書（様式第3号）」を「様式告示別紙様式第一号（四）」に改める。

第5条の2中「共生型居宅サービス事業者等の指定を不要とする旨の申出書（様式第3号の2）」を「様式告示別紙様式第一号（一）」に改める。

第6条を次のように改める。

(変更の届出等)

第6条 法第75条及び第115条の5の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第一号（五）により、事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第一号（六）により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては様式告示別紙様式第一号（七）により行わなければならない。

2 法第82条の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（四）により、事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（五）により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号（三）により行わなければならない。

第7条の見出しを「（添付資料）」に改め、同条中「申請書及び届出書」を「様式」に、「省令」を「介護保険法施行規則（平成

1 1年厚生省令第36号)に、「参考となる書類」を「参考資料」に改める。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により行われた申請又は届出については、この規則による改正後の様式により行われた申請又は届出とみなす。

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第42号

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

池田市都市計画法施行細則(平成16年池田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号を次のように改める。

(4) 法第33条第1項第12号に掲げる基準に係る開発行為である場合にあっては、次のア又はイに掲げる開発行為の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類

ア 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 申請者の最近2年度の所得税の納税証明書

イ アに掲げる開発行為以外の開発行為 申請者の事業経歴書並びに最近2事業年度の法人税(個人の場合にあっては、所得税)及び事業税の納税証明書

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第17号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、新様式による書類として使用することができる。

池田市宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第43号

池田市宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則

池田市宅地造成等規制法施行細則(平成16年池田市規則第20号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第44号

池田市事務決裁規則の一部を改正する規則

池田市事務決裁規則(昭和38年池田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(専決者及び代決の表示)

第3条の2 この規則に定める専決事項に該当する事項について決裁を行う場合にあっては、その専決の区分を起案用紙に表示しな

ければならない。

- 2 紙決裁（起案用紙への押印をもって意思決定することをいう。）において代決を行う場合にあっては、代決者が代決の旨を併記して押印しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第45号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（一般公印の押捺及び公印の印影の印刷に係る手続）

第7条 電子決裁（電子的方式により回議し、決裁を得ることをいう。以下同じ。）の方法により得た決裁に係る文書に文書主管課長が管守者である一般公印を押捺しようとするときは、管守者に対し、電子決裁システム（電子決裁を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により申請をした上で、押捺が必要な文書を提示しなければならない。

- 2 電子決裁以外の方法により得た決裁に係る文書に文書主管課長が管守者である一般公印を押捺しようとするときは、管守者に対し、押捺が必要な文書に当該決裁の原議を添えて提示しなければならない。
- 3 前2項の規定による提示を受けた管守者は、当該提示を受けた文書を審査した上で、一般公印を押捺し、第1項に定める手続による場合にあっては電子決裁システムにおいてその押捺について記録し、前項に定める手続の場合にあっては提示を受けた決裁の原議に決行印を押さなければならない。
- 4 文書主管課長以外の者が管守者である一般公印の押捺に係る手続については、管守者が定める。
- 5 公印の印影の印刷（電子計算機に記録した公印の印影の記載を含む。）をしようとするときは、印影、用途その他必要な事項について、そのつど文書主管課長を経て、市長の決裁を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第46号

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（平成8年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「（次項において「消防作業従事者等」という。）」を削り、「協力し、又は」を「協力し、若しくは」に、「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第3条第1項第2号及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年池田市条例第18号）第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第47号

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成19年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条第1項」を「又は同法第66条第1項」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第48号

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部第1号中「172,550円」を「177,950円」に改め、同部第2号中「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の部第1号中「86,280円」を「88,980円」に改め、同部第2号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

池田市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第49号

池田市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

池田市消防本部の組織に関する規則（昭和54年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第15号中「豊中市」の次に「、吹田市、箕面市及び摂津市」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

池田市文書取扱規程を次のように定める。

庁中一般

令和6年4月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第1号

池田市文書取扱規程

池田市文書取扱規程（昭和36年池田市規程第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 文書の受領及び配布（第7条）

第3章 文書の処理（第8条—第18条）

第4章 文書の整理、保存及び廃棄（第19条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本市における文書の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているものをいう。
- (2) 電子文書 文書のうち電磁的記録によるものをいう。
- (3) 紙文書 文書のうち電子文書以外のものをいう。
- (4) 文書管理システム 文書の收受、決裁、保存、廃棄等の事務処理を電子的方式により行うことができる情報システムであつて、総合政策部行政管理課（以下「行政管理課」という。）が所管するものをいう。
- (5) 課等 次に掲げる組織をいう。

ア 池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）第2条第1項に規定する課及び同規則第3条第1項に規定する施設、池田市事務分掌条例（平成7年池田市条例第10号）第1条第3項に規定する会計管理室並びに池田市福祉事務所条例（昭和26年池田市条例第31号）第2条に規定する福祉事務所

イ 池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）第2条に規定する課並びに同規則第12条及び第13条に規定する教育機関、池田市選挙管理委員会に関する規程（昭和45年池田市選挙管理委員会規程第2号）第19条に規定する事務局、池田市監査委員に関する条例（昭和39年池田市条例第25号）第10条に規定する監査事務局、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第5項に規定する公平委員会の事務職員により構成される組織（以下「公平委員会事務局」という。）、池田市農業委員会事務局規程（昭和45年池田市農業委員会規程第2号）第1条に規定する事務局並びに池田市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年池田市固定資産評価審査委員会規程第1号）第3条第1項に規定する書記により構成される組織（以下「固定資産評価審査委員会事務局」という。）

ウ 市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）第3条に規定する課並びに池田市上下水道部処務規程（平成21年池田市上下水道管理規程第1号）第2条に規定する課及び下水道処理場

エ 池田市消防本部の組織に関する規則（昭和54年池田市規則第12号）第2条に規定する課並びに池田市消防署の組織に関する規程（昭和54年池田市消防本部訓令第1号）第3条に規定する課及び分署

オ 池田市議会事務局条例（昭和25年池田市条例第25号）第1条に規定する事務局

- (6) 課長等 課等の長（公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局にあつては、上席の職員）をいう。

（文書の取扱いの基本）

第3条 文書は、正確かつ速やかに取り扱い、常に整備して事務が能率的に処理されるよう努めなければならない。

（総合政策部長及び行政管理課長の職務）

第4条 総合政策部長は、文書管理者として文書事務全般を統括する。

- 2 総合政策部行政管理課長（以下「行政管理課長」という。）は、必要があると認めるときは、各課等における文書の取扱いについて調査し、助言を行うとともに、必要な措置をとることを求めることができる。

（課長等の職務）

第5条 課長等は、その所属する課等における文書事務を統括する。

（文書主任）

第6条 各課等に文書主任を置き、その所属する職員のうちから課長等が指名する。この場合において、課長等は、文書主任に指名した職員について、行政管理課長に報告しなければならない。

- 2 文書主任は、その所属する課等において、課長等の指示を受け、次に掲げる事務に従事しなければならない。

- (1) 文書の審査に関する事務
- (2) 文書の処理、保存、引継ぎ及び廃棄の管理に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文書の取扱いに関し必要な事務

第2章 文書の受領及び配布

第7条 市役所に到達した紙文書その他郵便物（以下「郵便文書等」という。）は、その主管となる課等に直接到達したものを除き、行政管理課が受領する。

- 2 行政管理課は、前項の規定により受領した郵便文書等を次のとおり処理しなければならない。

- (1) 行政管理課に備付けの文書配布箱を通じて、主管となる課等に配布すること。
- (2) 配布先が不明な郵便文書等は、その内容を確認する等の方法により宛先を確認して主管となる課等を特定すること。
- (3) 書留その他の受領に当たり受領印又は署名が必要な郵便文書等は、主管となる課等に直接配布し、書留受領簿に差出人等を記

録し、受領者に記名又は押印をさせること。

- 3 市役所に到達した郵便文書等のうち、郵便料金の不足又は未納があるものは、行政管理課長が必要と認めるものに限り、その不足又は未納の料金を支払い、これを受領することができる。
- 4 執務時間外に市役所に到達した郵便文書等は、別に定めがあるもののほか、宿直員が受領し、宿直用文書処理簿に必要事項を記録して、宿直勤務の終了の際に行政管理課に引き継がなければならない。

第3章 文書の処理

(文書の処理の基本)

第8条 文書の処理は、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

- 2 処理が済んでいない文書は、それぞれ担当者が適正に管理し、担当者以外の者でも当該文書の所在及び処理状況を知ることができるようにしておかなければならない。
- 3 課長等は、その所属する課等における文書の処理状況を把握し、処理の促進に努めなければならない。

(文書の收受)

第9条 文書の收受は、軽易なものを除き、次のとおり処理しなければならない。

- (1) 文書管理システムにおいて、件名、收受日、文書番号、文書分類、保存年限、公開又は非公開の区分等の必要な事項を登録し、当該文書を電子文書により保存すること。
- (2) 紙文書を收受するときは、前号の規定による保存はその紙文書をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取って作成した電子文書によるものとし、その紙文書のうち押印がある等の理由により原本が必要なものは、原本も別途保存すること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、收受した紙文書のうち前号の規定による電子文書の作成が困難なものについては、文書管理システムにおいて第1号の規定による登録を行い、当該紙文書の保存は別川に行うこと。
- 2 收受した文書は、上司その他関係職員の供覧に付さなければならない。
- 3 前項の供覧は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める形式によるものとする。ただし、軽易な文書の供覧の形式については、この限りでない。
 - (1) 供覧に付す文書の全部が電子文書の場合 電子供覧（文書管理システムにおいて電子的方式により回付する供覧の形式をいう。以下同じ。）
 - (2) 供覧に付す文書に紙文書を含む場合 併用供覧（当該紙文書を文書管理システムから出力した送付票を付して回付するのと併せて、文書管理システムにおいて電子的方式により回付する供覧の形式をいう。以下同じ。）
 - (3) 電子供覧及び併用供覧により難しい場合 紙供覧（文書管理システムから出力した供覧用紙を付して回付する供覧の形式をいう。）
- 4 第1項の規定による処理をした文書は、その供覧の前又は供覧において、前3項の規定による処理の適否について文書主任の審査を受けなければならない。
- 5 大量に取り扱う申請、届出等の文書又は定例的に取り扱う文書の收受の処理については、前各項に定める方法に代わる方法として課長等が定める方法により行い、文書管理システムへの收受の登録は一括して行うことができる。

(文書の起案)

第10条 決裁を要する事案は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる場合を除き、文書管理システムにより起案しなければならない。

- (1) 文書管理システム以外の情報システム（文書管理者が必要と認めるものに限る。）を用いて処理する場合
- (2) 軽易な事案のため、簡易的に作成した起案用紙により処理する場合
- (3) 文書管理システムを使用することができない環境において、文書管理システムから出力した起案用紙に準ずる様式で文書管理者が定めるものによる用紙により処理する場合
- 2 文書管理システムによる起案は、次のとおり処理しなければならない。
 - (1) 文書管理システムにおいて、件名、起案日、文書番号、文書分類、保存年限、決裁区分、公開又は非公開の区分等の必要な事項と併せて事案の処理案を登録すること。
 - (2) 起案の形式は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める形式によること。
 - ア 起案文書の全部が電子文書の場合 電子起案（文書管理システムにおいて電子的方式により回議し、決裁を得るための起案の形式をいう。以下同じ。）
 - イ 起案文書に紙文書を含む場合 併用起案（当該紙文書を文書管理システムから出力した送付票を付して回付するのと併せて、文書管理システムにおいて電子的方式により回議し、決裁を得るための起案の形式をいう。以下同じ。）
 - ウ 電子起案及び併用起案により難しい場合 紙起案（文書管理システムから出力した起案用紙を付して回議し、決裁を得るための起案の形式をいう。以下同じ。）
 - 3 文書の起案に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 原則1事案につき1起案とすること。
 - (2) 起案文書には、必要に応じて関係法令、参考資料等を添付すること。
 - (3) 起案文書は、分かりやすく作成するよう努めること。
 - 4 起案文書は、その回議の前又は回議において、前3項の規定による処理の適否について文書主任の審査を受けなければならない。

(回議)

第11条 起案文書は、池田市事務決裁規則（昭和38年池田市規則第9号）その他の事案の処理の意思決定に関する規程（以下「事務決裁規則等」という。）の定めるところにより回議し、決裁権を有する者の決裁を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、回議は、次のとおり処理しなければならない。

(1) 起案者は、常に回議の経過を把握しておくこと。

(2) 紙文書を含む起案文書について、回議の途中においてその紙文書を訂正した者は、その箇所に押印すること。

(合議)

第12条 2以上の課等に関連する事案に係る起案文書は、事務決裁規則等の定めるところにより合議しなければならない。

2 合議する場合の回議の順序は、次のとおりとする。

(1) 起案する課等（以下「起案課等」という。）の属する部局内の課等に合議を必要とする場合は、起案課等における決裁又は承認を受けた後、当該合議を必要とする課等に回議すること。

(2) 起案課等の属する部局以外の部局の合議を必要とする場合は、起案課等の属する部局における決裁又は承認を受けた後、当該合議を必要とする部局に回議すること。

3 前項の場合において、他の2以上の課等の合議を要する場合（電子起案の場合に限る。）は、必要に応じて、同時に他の2以上の課等に回議することができる。

(決裁完了後の処理)

第13条 文書管理システムによる起案に係る起案文書について決裁を得たときは、文書管理システムにおいて決裁日を登録しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、紙による起案（紙起案又は第10条第1項第3号の規定による起案をいう。以下同じ。）に係る起案文書について決裁を得たときは、その起案用紙に決裁日を記録しなければならない。

(緊急に処理すべき事案の処理)

第14条 緊急に処理すべき必要があり、かつ、正規の手続を経る時間的余裕がない事案は、直ちに口頭により決裁手続を行い処理することができる。この場合において、事後速やかに、この章の規定による手続をとらなければならない。

(文書の施行)

第15条 文書の施行は、文書管理システムにおいて施行日等の必要な事項を登録して行わなければならない。ただし、紙による起案に係る文書の施行にあつては、この限りでない。

(公印及び電子署名)

第16条 施行する紙文書で次の各号のいずれかに該当するものには、池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）その他の公印に関する規程の定めるところにより公印を押さなければならない。

(1) 法令、条例、規則その他の規程の規定により公印を押印することとされているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、当該文書が真正であることを認証するために公印を押印することが必要であると認めるもの

2 施行する電子文書で次の各号のいずれかに該当するものには、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を付さなければならない。

(1) 法令、条例、規則その他の規程の規定により電子署名を付すこととされているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、当該文書が真正であることを認証するために電子署名を付すことが必要であると認めるもの

3 前項に定めるもののほか、本市における電子署名の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(文書の発送)

第17条 市役所における郵便による文書の発送は、行政管理課において行うものとする。この場合において、各課等の担当者は、郵送できる状態にして、所定の時刻までに行政管理課に引き渡さなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市役所における郵便による文書の発送に関し必要な事項は、行政管理課長が定める。

(起案文書の完結)

第18条 文書管理システムによる起案に係る起案文書の処理が完結したときは、文書管理システムにおいてその処理を完結した日を登録しなければならない。

2 紙による起案に係る起案文書の処理が完結したときは、前項に定めるもののほか、その起案用紙に処理を完結した日を記録しなければならない。

第4章 文書の整理、保存及び廃棄

(文書の整理の基本)

第19条 文書は、常に整理整頓し、毀損、滅失、改ざん、漏えい等がないよう適正に管理しなければならない。

(完結文書の整理方法)

第20条 処理が完結した文書（以下「完結文書」という。）は、次のとおり整理しなければならない。

(1) 文書分類表に定める区分に従い分類し、簿冊（電子文書にあつては、文書管理システムにおいて作成した文書ファイル。以下同じ。）に編集すること。

(2) 簿冊は、会計年度ごとに区分して作成すること。ただし、公示令達その他暦年により整理すべきものについては、暦年により区分して作成すること。

(3) 紙文書による完結文書を編集した簿冊については、その背表紙その他必要な箇所に、簿冊の名称、年度又は年、文書分類、保

存年限及び保存期間、主管する課等の名称を記載したラベルを付すこととし、当該ラベルは、原則文書管理システムから出力したものであること。

- (4) 特別な方法による保存が必要な文書その他の簿冊に編集することが困難な文書については、簿冊によらず、適切な方法により整理し、保存すること。

(文書の分類)

第21条 前条第1号の文書分類表は、各課等と協議した上で、文書管理者が別に定める。

(文書の保存年限)

第22条 文書は、別に定めがあるもののほか、市役所文書保存種別の標準規程（昭和28年池田市規程第7号）に定める種別及び保存年限により保存しなければならない。

- 2 文書の保存年限は、会計年度により区分して簿冊に編集するものにあつてはその文書に係る処理が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から、暦年により区分して簿冊に編集するものにあつてはその文書に係る処理が完了した日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

(文書の引継ぎ)

第23条 保存を要する紙文書で使用頻度の低いものを編集した簿冊は、行政管理課に引き継ぐことができる。

- 2 前項の規定による引継ぎを行おうとする課等は、行政管理課長の承認を受けなければならない。
3 行政管理課長は、前項の承認に際し、文書分類、保存年限等の適否について審査をしなければならない。

(書庫)

第24条 前条の規定により行政管理課が引継ぎを受けた簿冊は、行政管理課が管理する書庫（以下単に「書庫」という。）に収納するものとする。

- 2 書庫に収納された簿冊を借覧しようとするときは、保存簿冊借覧票に必要事項を記録しなければならない。
3 前項の規定により借覧した簿冊は、他に転貸してはならない。

(文書の廃棄)

第25条 文書がその保存期間を満了したときは、当該文書を廃棄しなければならない。

- 2 書庫に収納された簿冊の廃棄は、その簿冊に編集する文書に係る事案の主管となる課等に確認をした上で、廃棄するものとする。
3 機密に属する紙文書又は悪用されるおそれがあると認められる紙文書の廃棄は、裁断し、溶解する等適切な方法により行わなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いに関し必要な事項は、文書管理者が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年3月29日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第1号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「時間額で支給する者、日額で支給する者又は月額で支給する者の給与」を「時間額、日額又は月額で支給するもの（以下単に「会計年度任用職員」という。）の報酬又は賃金」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員の手当については、病院事業管理者が定める。

第13条の次に次の1条を加える。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

別表第5医療職給料表（二）等級別基準職務表4級の項中「主任技師」の次に「、主査薬剤師、主査技師」を加える。

別表第6医療職給料表（三）等級別基準職務表5級の項中「主任看護師」の次に「及び主査看護師」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

市立池田病院事業処務規程及び市立池田病院経営委員会規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第2号

市立池田病院事業処務規程及び市立池田病院経営委員会規程の一部を改正する規程
(市立池田病院事業処務規程の一部改正)

第1条 市立池田病院事業処務規程(平成9年池田市病院管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「経営企画課」を「財務経営課」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施設・用度課

第7条第1号中「経営企画課」を「財務経営課」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エ及びオを削り、同号カ中「コンピュータに係る」を「情報通信技術その他」に改め、同号カを同号ウとし、同号中キからケまでを削り、同号コを同号エとし、同号サ中「及び有価証券」を「預金及び有価証券等」に改め、同号サを同号オとし、同号中シをカとし、スをキとし、同号セ中「資産の管理」を「現金その他の資産の管理及び運用」に改め、同号セを同号クとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 出納取扱金融機関に関すること。

コ 寄附に関すること。

第7条第1号中ソをサとし、サの次に次のように加える。

シ 監査及び議会に関すること。

ス 法令及び例規の研究及び解釈運用に関すること。

セ 病院事業管理規程の制定及び改廃に係る審査及び公表に関すること。

ソ 訴訟及び和解に関すること(医事課の所管に関する事項を除く。)

第7条第1号中タからツまでを削り、同条第3号中シを削り、サをセとし、セの次に次のように加える。

ソ 事務局の庶務及び連絡調整に関すること。

第7条第3号中コをスとし、ケを削り、クをケとし、ケの次に次のように加える。

コ 公衆電話の管理に関すること。

サ 療養生活に係るサービスに関すること。

シ その他施設の運用に関すること。

第7条第3号中キを削り、カをクとし、イからオまでを削り、アをカとし、カの次に次のように加える。

キ 普通財産の取得、貸付及び処分並びに行政財産の管理の調整に関すること。

第7条第3号にアからオまでとして次のように加える。

ア 病院関係団体等との連絡及び調整に関すること。

イ 保健所その他の行政機関及び医師会等との連絡調整に関すること。

ウ 文書の收受、発送、保存及び処理に関すること。

エ 公印の管守に関すること。

オ 病院の広報に関すること。

第7条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施設・用度課

ア 医療機器及びその他物品の調達、研修、出納、保管及び処分に関すること。

イ 貯蔵品の出納及び保管に関すること。

ウ 病院の施設及び付属設備の管理に関すること。

エ 駐車場の管理及び運営に関すること。

オ アからエまでに掲げるものの入札、契約及び検査に関すること。

第11条の見出し中「経営企画課長」を「財務経営課長」に改め、「総務課長」の次に「施設・用度課長」を加え、同条各号列記以外の部分中「経営企画課長」を「財務経営課長」に改め、「総務課長」の次に「施設・用度課長」を加え、同条第1号ウ中「軽易定例または」を「軽易若しくは定例又は」に改め、同号オ中「など」を「等」に、「ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く」を「(医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。)」に改め、同号コ中「軽易な文書」の次に「(医療関係のものを除く。)」を加え、「ただし、医療関係文書類は除く。」を削り、同号サ中「または」を「又は」に改め、同号ス中「欠勤の承認及び」を「及び欠勤の承認並びに」に改め、同条第2号ア中「前号」の次に「に掲げるもの」を加え、同条第3号中「経営企画課長」を「財務経営課長」に改め、同号ア中「ただし、医療器械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く」を「(医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。)」に改め、同号中イからエまでを削り、オからキまでをイからエまでとし、同条第4号イ中「など」を「等」に、「ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く」を「(医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。)」に改め、同条第5号ア中「など」を「等」に、「ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く」を「(医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。)」に改め、同号中エからカまでをカからクまでとし、同号ウ中「乗用車」を「公用車」に改め、同号ウを同号オとし、同号イを削り、同号アの次に次のように加える。

イ 定例又は軽易な文書(医療関係のものを除く。)の処理に関すること。

ウ 文書の收受及び発送に関すること。

エ 郵便料の受払に関すること。

第11条第6号エ中「および」を「及び」に改め、同号オ中「。ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く」を「（医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 施設・用度課長専決事項

ア 予算範囲内の1件1,000,000円未満の事業等の施行、1件5,000,000円未満の支出命令に関すること及び1件500,000円未満の支出に対する戻入命令に関すること（医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。）。

イ 事務用品及び消耗品等の保管、保管換え及び交付に関すること。

ウ 所属職員の日帰り出張に関すること。

エ 所属職員の時間外勤務命令に関すること。

オ 所属職員の出勤状況確認及び休暇に関すること。

第17条に見出しとして「（事務局組織の特例）」を付し、同条中「第1条」を「第3条」に改める。

（市立池田病院経営委員会規程の一部改正）

第2条 市立池田病院経営委員会規程（平成25年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「経営企画室」を「財務経営課」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第3号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「代決を行うもの」を「紙決裁（起案用紙への押印をもって意思決定することをいう。）において代決を行う場合」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6級の項中「及び副薬剤部長」を「、副薬剤部長及び課長」に改める。

別表第11の看護補助者（介助あり）の項中「1,260円」を「1,300円」に、「9,800円」を「10,100円」に改め、同表看護補助者（介助なし）の項中「1,030円」を「1,070円」に、「8,000円」を「8,300円」に改め、同表技能員の項中「1,040円」を「1,080円」に、「8,100円」を「8,400円」に改め、同表事務の項中「1,050円」を「1,090円」に、「8,200円」を「8,500円」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

上 下 水 道 部

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年3月31日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第1号

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

池田市指定給水装置工事事業者規程（平成10年池田市水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

第4条第3項第1号中「第5条第3号ア」を「次条第3号ア」に改め、同項第2号中「又は寄付行為」を削る。

第5条第3号エ中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第7条第2項第1号中「又は寄付行為」を削る。

第8条第3号中「第7条」を「前条」に改める。

第9条中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第10条第5号中「第9条」を「前条」に改める。

第13条第4項中「に当たっては、一の事業所の主任技術者」を「場合において、選任しようとする者」に、「他の」を「2以上の」に、「とならないようにしなければ」を「を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となつてもその職務を行うに当たって支障がないことが確認できる書面を管理者に提出しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第14条第1号中「第13条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第2号

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程（平成11年池田市水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「収納の」を「収納に関する」に、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第19条第5項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第24条第1項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第7項中「第6項後段」を「前項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第3号

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程（平成8年池田市水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、第7条から第10条までを3条ずつ繰り上げる。

第11条第1号中「受託者又は」を削り、同条第2号中「受託者又は」及び「又は第7条」を削り、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条から第17条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

池田市水道事業及び公共下水道事業に係る公金収納事務のコンビニエンスストア委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第4号

池田市水道事業及び公共下水道事業に係る公金収納事務のコンビニエンスストア委託に関する規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業に係る公金収納事務のコンビニエンスストア委託に関する規程（平成12年池田市水道管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加え、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第5号

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部処務規程（平成21年池田市上下水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ト中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加え、同号ナ中「池田市情報公開条例」の次に「（平成16年池田市条例第1号）」を加え、「池田市個人情報の保護に関する法律施行条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第8条第3項中「代決を行なうもの」を「紙決裁（起案用紙への押印をもって意思決定することをいう。）において代決を行う場合」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第1号

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表管理部の部に次のように加える。

—	学校施設マネジメント課
---	-------------

第9条に次の1号を加える。

(3) 学校施設マネジメント課

ア 学校の適正規模及び適正配置に関すること。

イ 学校施設の長寿命化に係る計画に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第2号

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則

池田市特別支援教育検討委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第9号中「健康増進課長」を「子ども未来課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規則で定める者を定める規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第3号

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規則で定める者を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年池田市条例第31号。以下「改正条例」という。）附則第8項の教育委員会規則で定める者を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 切替日 令和6年4月1日をいう。

(2) 降格 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第10条に規定する降格のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

(改正条例附則第8項の教育委員会規則で定める者)

第3条 改正条例附則第8項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以後に降格をした職員

(2) 切替日以後に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務を始めた職員

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第4号

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則（昭和52年池田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定管理者」を「委員会」に改め、同項ただし書中「前項第3号」を「同項第3号」に、「及び第5号の」を「又は第5号に該当して使用料の減免を受けようとする」に、「限りではない」を「限りでない」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「委員会」に、「申請」を「規定による申請書の提出」に改める。

第12条第2項中「還付事由発生後」を「休館日を除く還付事由が発生した日から」に、「指定管理者」を「委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立児童文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第5号

池田市立児童文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立児童文化センター条例施行規則（昭和46年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「効率的の」を「効率的な」に改める。

第7条第1項中「「使用許可書」を「センター使用許可書」に改め、同条第2項中「使用許可書」を「センター使用許可書」に改める。

第9条第1項中「（以下「使用許可書」という。）」を削り、同条第2項中「使用許可書」を「プラネタリウム使用許可書」に改める。

第10条中「第14条」を「第14条ただし書」に、「指定管理者」を「委員会」に改める。

第11条中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第12条中「通り」を「とおり」に改め、同条ただし書中「教育長」を「委員会」に改める。

様式第8号中 「池田市立児童文化センター
指定管理者 様」 を「池田市教育委員会 様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 長

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防長訓令第1号

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部救急業務運用規程（平成30年池田市消防長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第14条中「豊中市・池田市消防指令センター」を「北大阪消防指令センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。